

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域概要・立地

当市は佐賀県の南東部に位置する県庁所在地である。人口は、231,692 人（男 109,377、女 122,315）101,772 世帯（令和 2 年 10 月末現在）であり、市域は南北に長く、南側は有明海に面し、南東部は筑後川を挟んで福岡県大川市・柳川市に、北東部は脊振山地を境に福岡県福岡市・糸島市に接している。

その中で当会が、管轄する当市南部 4 町（諸富町、川副町、東与賀町、久保田町）には 41,672 人（男 19,910 女 21,762）16,148 世帯（令和 2 年 10 月末現在）が暮らしている。

有明海に面している南部 4 町は、干潟の発達に伴う自然陸地化や干拓等によって造陸化された低平地であるため自然排水が悪い地域が多く見られる。また、有明海沿岸は台風の常襲地で、台風の来襲する頻度が高く台風接近で、大雨や暴風、高潮、高波などの顕著な気象現象が発生し度々大きな被害が発生している。加えて、市の東、西を縦断して流れ、市内の多くの中小河川が流れ込む 1 級河川の早津江川・嘉瀬川は有明海の干満の差を受ける干潮河川であり流域では昔から洪水の災害が発生している。

このような立地の中、当市内で発生する風水害の内、半分は大雨によるものである。大雨の原因を分類すると、前線・低気圧・台風の順になる。日降水量 100 mm 以上の大雨は 6 月から 7 月の梅雨期に最も多く、この 2 ヶ月で年間の 63% と最も多い。また、8 月から 9 月は台風や秋雨前線等で年間の 20% を占めている。日降水量 200 mm 以上の大雨や 1 時間降水量 50 mm 以上の非常に激しい雨は、梅雨期の 6 月下旬から 7 月中旬にかけて多い。

②想定される地域の災害リスク

（洪水：ハザードマップ）

当市洪水ハザードマップ南部版によると、4 町の多くの地区で 0.5m～3m の浸水が予想されている。そこで、家具工場の集積地である諸富町内から大中島にかけては道路の寸断、工場の設備や商品、材料等の水没が起こり生産機能が崩壊し甚大な損害の発生が予想される。

加えて、諸富町には家具の配送を行う運送業者が多く、トラックの浸水や倉庫での配送商品の水没、配送の遅延等が想定される。



また、食品製造業者が点在する、川副町や東与賀町でも同等の浸水が想定されており地元特産物を扱う製造元が汚泥等による衛生面での長期休業や地元食材の確保等の問題が想定される。

4 町の交通の要である幹線道路の 208 号線や 444 号線沿いでも 0.5m 未満の浸水が想定されており、交通の寸断や道路沿いに多く分布する飲食店や各種商店の浸水等への影響が懸念される。

(内水：ハザードマップ)

管内は、干満差が 6mに達する有明海と脊振山地に囲まれた平野部にあり高低差が小さいため、水はけが悪くスムーズな排水が難しい。

また、市内を流れる河川は干潮河川であり、有明海の潮汐の影響を受けるため、満潮時に集中豪雨が発生すると排水不良が生じやすい。

令和元年 8 月豪雨 (110m/h) を対象降雨とした当市内水ハザードマップ (令和 2 年 11 月更新) によると、多くの地区で 0.1m～1.0mの浸水被害が見込まれる。

(地震：ハザードマップ)

近年では、2016 年 4 月の熊本地震で、当市で震度 5 強を観測。一連の地震で重傷者 4 名、軽傷者 9 名を出した。地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年震度 5 強以上の地震に見舞われる確率は 26%以上である。

一方、佐賀県地震被害等予測調査によると佐賀平野北縁断層帯をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層 (帯) を震源とする地震により震度 7 または震度 6 強の地震が発生する可能性があるといわれている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。特に新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症が発生した場合も多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

管内で起こる災害は、大雨による低地での浸水や河川等の氾濫などの水害が最も多く発生している。また、有明海沿いは遠浅でV字型の地形をしており潮の干満差が著しく大きいことから全国的に見ても、特に高潮が起きやすい条件にあり過去にも数多くの高潮被害を受けている。その他台風による暴風雨害、落雷、竜巻等がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,133 社
- ・小規模事業者数 1,040 社

【内 訳】

令和 2 年 11 月 1 日現在

		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建設業	278	266	管内に広く分散している。
	製造業	194	171	諸富町には家具製造業者が多い。
	卸・小売業	289	260	管内 4 町の幹線道路沿いに多い。
	飲食店・宿泊業	86	83	管内 4 町の幹線道路沿いに多い。
	サービス業	221	203	諸富町に家具等の運送業者が多い。
	その他	65	57	管内に広く分散している。
	合計	1,133	1,040	

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・佐賀市地域防災計画の策定（最新版：令和元年5月）
- ・佐賀市水防計画の策定（最新版：令和元年5月）
- ・佐賀市国土強靱化地域計画の策定（令和2年5月）
- ・佐賀市排水対策基本計画の策定（改訂：令和2年6月）
- ・佐賀市総合防災訓練（毎年1回）
- ・水防警戒箇所巡視（毎年5月）
- ・水防訓練（毎年5月）
- ・市職員情報伝達訓練（年3回程度）
- ・防災備品の備蓄
- ・最新版ハザードマップの配布
- ・自主防災組織の研修会および出前講座の開講
- ・災害時において迅速な避難行動を促し市民の安全を確保するため、防災カメラ映像、メール、SNS等を利用し、市民に防災情報を提供
- ・佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成21年3月策定（最終改定：平成26年11月））

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・事業者BCPや事業継続力強化計画策定支援
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援（令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口・令和2年7月3日から大雨による災害に関する特別相談窓口等）
- ・各種共済保険制度への加入推進

II 課 題

現状では、緊急時の取り組みや災害発生時の情報収集や当市、関係機関との連携に関して具体的な体制やマニュアルが整備できていない。また、職員の災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。

更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関しての損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっては、BCP策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓発を行いながら小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

感染症対策においては、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する等が必要である。

III 目 標

- ・管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関しての保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、管内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整備し連携して下記の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、該当地域のハザードマップ等を用いながら、事業所の立地する箇所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国、県、市の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行う。また、事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等も行う。
- ・事業継続の取組やBCP等計画の策定に関する専門家を招き、小規模事業者に対し普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況等も日々変化するため、事業者には当市や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

③事業継続計画の作成

- ・令和2年12月に佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方～大規模災害編～」を参考に、佐賀市南商工会事業継続計画を作成。

④関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関（行政、金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤フォローアップ

- ・事業者BCPや小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況を確認する。
- ・当会と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

⑥当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(特に水害を想定)が発生したと仮定し、当市との情報伝達ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じ実施する)。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う
(電話だけでなく、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する)。
- ・国内感染者の発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

③被害状況の報告

- ・当会は、管内事業者の被害状況等を佐賀県商工会連合会を通して佐賀県産業労働部産業政策課に報告する。
- ・当会から佐賀県商工会連合会に報告した被害状況等は当市へ同じく報告する。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市が県へ報告する。

被害規模状況の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none">管内 10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。管内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害は発生している。被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">管内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。管内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

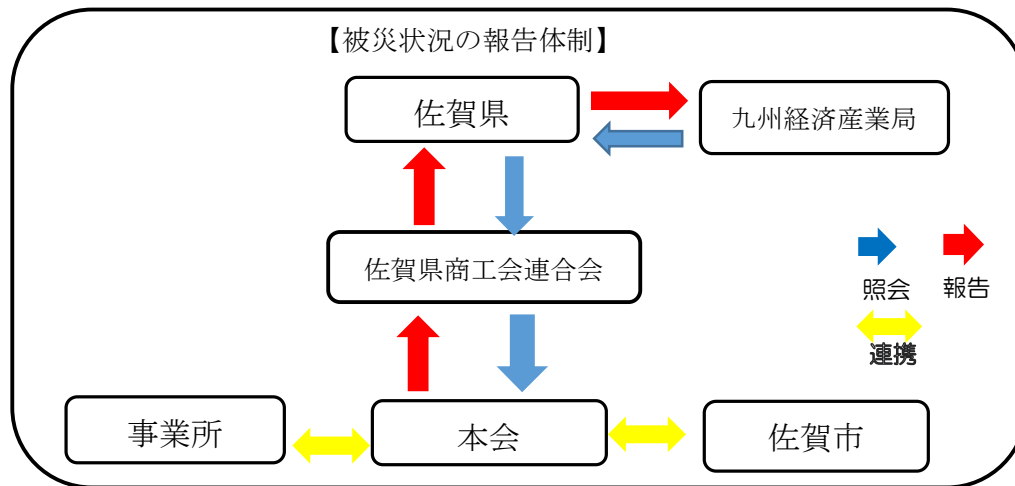
期 間	共有頻度
発生後～2週間	最低でも1日1回共有する（必要に応じ頻度を増やす。）
3週間～4週間	1日1回共有する（必要に応じ頻度を増やす。）
1ヶ月～2ヶ月	毎週1回共有する。
2ヶ月以降	必要に応じて共有する。

※期間の経過に係りなく被害状況等に応じて臨機応変に情報の共有を行う。

- ・当市で取りまとめた「佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当会と当市で被害情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



<4. 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援>

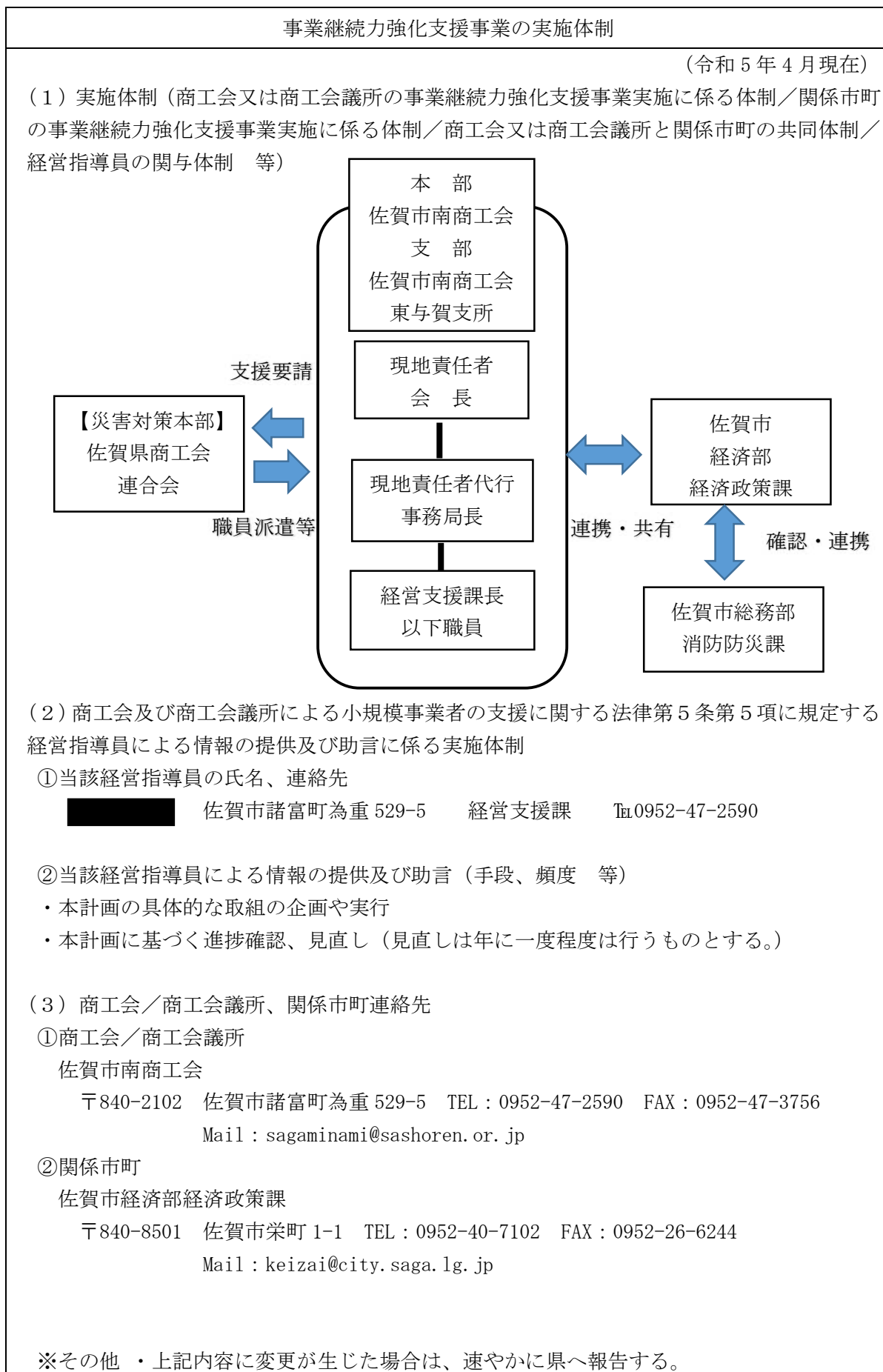
- 当会と当市で開設方法等について協議のうえ相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認されかつ感染症等の状況が考慮された場所とし、あらかじめ協議した順位により設置する。
なお、当会および当市は、現在未使用会館、使用中の支所を有しており、代替窓口として優先的に検討する。
- 管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国・県、市等の施策）について、管内小規模事業者等へ本会ホームページやSNS等を活用し周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

<5. 管内小規模事業者に対する復興支援>

- 当会および当市で協議のうえ、国や県、県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。
- 支援にあたっては感染症の特性や感染状況等も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
セミナー開催費	100	100	100	100	100
専門家派遣	150	150	150	150	150
チラシ作成費	50	50	50	50	50
防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、佐賀市補助金、県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
な し
連携して実施する事業の内容
① ② ③
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③
連携体制図等
① ②